

## 3 支給対象期間の延長

### (1) 概要

保育所等での保育の実施が行われない場合など、子が1歳に達する日後<sup>※</sup>の期間に育児休業を取得する場合は、その子が**1歳6か月に達する日前までの期間**、育児休業給付金の支給対象となります。

さらに、保育所等での保育の実施が行われない場合など、1歳6か月に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、その子が**2歳に達する日前までの期間**、育児休業給付金の支給対象となります。

※ いわゆる「**パパ・ママ育休プラス制度**」の利用で、休業終了予定日とされた日がその子の1歳2か月に達する日である場合（13頁参照）は、その子が**1歳2か月に達する日後から1歳6か月に達する日前までの期間**が支給対象期間となります。

#### 1歳6か月または2歳まで支給対象となる場合（延長事由）

##### ① 保育所等<sup>※1</sup>における保育の利用を希望し申込みを行っているが、当面保育が実施されない場合

育児休業の申出に係る子について、以下のいずれにも該当することが必要です。

- あらかじめ市町村に対して保育利用の申込みを行っていること<sup>※2</sup>
- 原則、子が1歳に達する日の翌日<sup>※3</sup>または1歳6か月に達する日の翌日の時点で市町村から以下のいずれかの通知<sup>※4</sup>がなされていること
  - ・市町村が発行する教育・保育給付を受ける資格を有すると認められない旨の通知
  - ・保育所等の利用ができない旨の通知

※1 保育所等とは、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいい、いわゆる無認可保育施設は含まれません。

※2 以下の2つが要件です。

- ・市区町村で保育所等の入所申込みを1歳に達する日または1歳6か月に達する日までに行うこと
- ・入所希望日を1歳に達する日の翌日または1歳6か月に達する日の翌日以前とすること

※3 1歳に達する日の翌日とは、子の「1歳の誕生日」を指します（19頁参照）。

※4 市町村からの発行が困難な場合は、ハローワークにご相談ください。

入所可能か市町村に問い合わせをするだけでは支給対象期間延長はできません。入所の申込みが必要です。入所申込みの際に、入所希望日を1歳に達する日の翌日または1歳6か月に達する日の翌日後とした場合は、原則として支給対象期間の延長はできません。

##### ② 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者で、その子が1歳に達する日または1歳6か月に達する日後の期間に、常態としてその子の養育を行う予定であった方が以下のいずれかに該当した場合

- 死亡したとき
- 負傷、疾病等で、育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状況になったとき
- 婚姻の解消等で、配偶者が育児休業の申出に係る子と別居することになったとき
- 養育を予定していた配偶者が産前産後休業等を取得したとき

##### ③ 当該被保険者の他の休業が終了した場合

- 当該子（A）に係る休業が、他の子（B）に係る産前産後休業または育児休業により終了し、その後、他の子（B）に係る休業が、当該他の子（B）の死亡または当該被保険者と同居しないこととなったことで終了したとき及び当該子（A）が1歳に達する日の翌日が当該他の子（B）に係る休業期間に含まれるとき
- 当該子にかかる休業が、対象家族に係る介護休業により終了し、その後、介護休業に係る対象家族の死亡、離婚、婚姻の取消、離縁等で当該介護休業が終了したとき

※ ③については、上記の理由に限られます。

## (2) 支給対象期間の延長手続

育児休業の申出に係る子について、1歳に達する日後の延長と、1歳6か月に達する日後の延長、それぞれの延長手続が必要です。

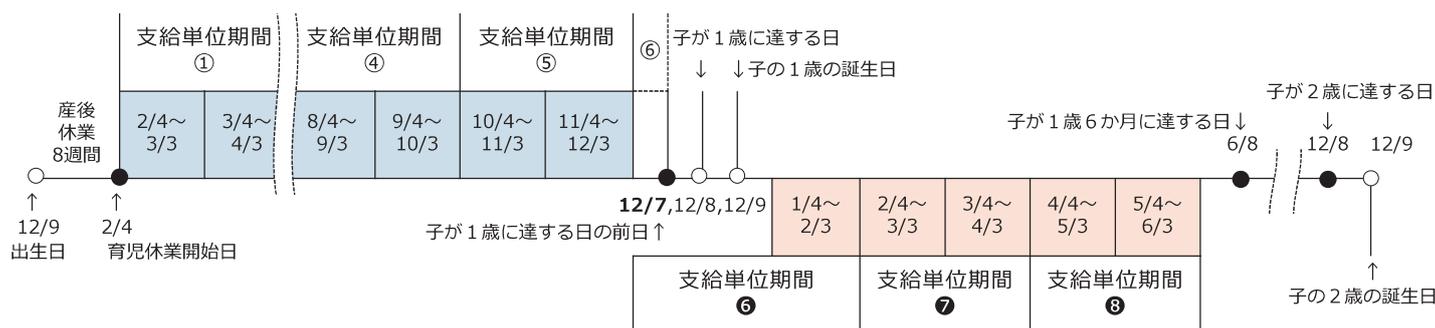
延長事由は、それぞれのタイミングで該当している必要があります。

子が1歳に達する日（当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日、以下同じ）後の期間について、支給対象期間の延長の取扱いを受ける場合は、以下の手続が必要です。

提出書類	<b>育児休業給付金支給申請書</b> 18欄「支給対象となる期間の延長事由－期間」に必要情報を記載してください。
添付書類	延長事由に該当することを確認できる以下のいずれかの資料 (延長事由によって異なります) <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が発行した保育所等の入所保留の通知書など当面保育所等で保育が行われない事実を証明することができる書類※</li> <li>・世帯全員について記載された住民票の写し、母子健康手帳（写しも可）</li> <li>・保育を予定していた配偶者の状態についての医師の診断書等</li> </ul> <p>※ 保育所等の入所申込みを行い、第一次申込みで内定を得たにもかかわらず、これを辞退し、第二次申込みで落選した場合には落選を知らせる「保育所入所保留通知書」にこうした事実が付記されることがあります。 こうした付記がされた「保育所入所保留通知書」が提出された場合は、内定を辞退した理由を確認し、やむを得ない理由（内定を辞退したときまでの間に住所や勤務場所等に変更があり内定した保育所等に子を入所させることが困難であったこと等）がない場合には、<b>延長申請は認められません。</b></p>
提出先	事業所の所在地を管轄するハローワーク ※電子申請も利用できます
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子が1歳に達する日前の支給単位期間について、子が1歳に達する日以後最初に提出するとき ⇒下図の例 <b>支給単位期間⑤について支給申請を行う場合</b>で、子が1歳に達する日以後に支給申請書を提出するとき</li> <li>● 子が1歳に達する日以後の日を含む支給単位期間について提出するとき ⇒下図の例 <b>支給単位期間⑤の支給申請の際に手続を行わなかった場合</b>で、支給単位期間⑥に延長に係る期間を含めて支給単位期間⑥として支給申請を行うとき</li> </ul>

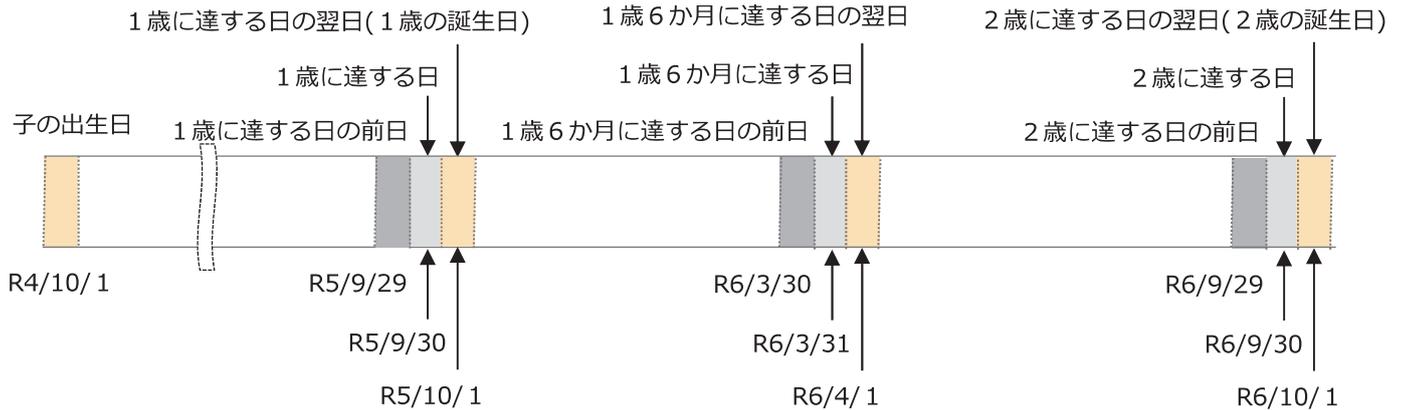
子が1歳6か月に達する日後の期間について支給単位期間の延長の取扱いを受ける場合は、「子が1歳に達する日」を「子が1歳6か月に達する日」と読み替えてください。

### 例：12月9日に出生し、2月4日から育児休業を開始し 支給単位期間の延長申請を行う場合



## (参考) 年齢基準の整理

支給期間の延長の手続の際に参考にしてください。



## 経過措置

令和4年10月1日から出生時育児休業給付金の創設、同一の子に係る育児休業を2回まで分割して取得することを可能とする等の改正が施行されました。

この施行日前後における育児休業給付の取扱いは以下のとおりです。

- 施行日以後に配偶者が子の1歳(または1歳6か月)に達する日後の期間に子を養育するための育児休業をしている場合、その休業期間の末日の翌日以前に被保険者が育児休業を開始する場合は延長交替が可能です。なお、1歳に達する日までの間に1度も育児休業を取得したことがない場合であっても延長交替は可能です。
- **令和4年9月30日以前に開始した育児休業を1回目と数え、同年10月1日以降に開始する育児休業を2回目の育児休業として取得できます。**
- 令和4年9月30日以前に旧法の規定で「パパ休暇」を取得した場合、この休業は新法での育児休業の取得回数には含まないため、施行日以後に育児休業を2回取得することも可能です。なお、パパ休暇は旧法の育児休業給付金として申請する必要があります。
- 施行日の際に現に提出されている改正前の各種様式は、改正後の様式を使用して提出されたものとして取扱います。
- 改正前に通知した支給単位期間と支給申請期間は有効です。

詳しくはハローワークにお尋ねください。

## 例：施行日前の誕生日からパパ休暇を取得し、施行日以後に出生時育児休業と育児休業を取得する場合



施行日前に取得した旧法に基づく育児休業(パパ休暇)は新法に基づく育児休業に含まないため、施行日以後に育児休業を分割取得した場合、当該休業(育児休業①、②)に対して育児休業給付金は支給されます。なお、支給日数は、育児休業給付の支給率67%の上限日数である180日に通算されます。

同時に、出生時育児休業(産後パパ育休)を創設する育児・介護休業法の改正が行われました。育児・介護休業法では、令和4年9月30日以前に開始したパパ休暇については、育児休業の取得可能回数及び出生時育児休業の取得可能回数・日数等の規定の適用にあたっては出生時育児休業とみなされます。